

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令の概要

1. 趣旨

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）による年金である給付等の物価スライド特例水準の終了に伴い、平成 27 年度において本来水準の年金額が支給される年金である給付等の受給権者であって、平成 26 年度において物価スライド特例水準のスライド率の特例の適用を受けていたものについて、通常受給者については物価・賃金の上昇によって年金額が増額となる中で、本来水準の年金額が特例水準の年金額に満たない場合に、平成 26 年度の特例水準の年金額と同額を保障する特例を特例水準の終了に伴う経過措置として設けるもの。

2. 概要

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 287 号。以下「平成 16 年改正令」という。）の一部改正

- ・ 地方公務員等共済組合法による年金である給付等の物価スライド特例水準の終了に伴い、平成 27 年度において本来水準の年金額が支給される年金である給付の受給権者であって、平成 26 年度において物価スライド特例水準のスライド率の特例の適用を受けていたものについて、必要な経過措置を設ける。
- ・ 具体的には、平成 27 年 3 月 31 日において、地方公務員等共済組合法による年金である給付等（物価スライド特例水準）の受給権者であって、平成 14 年 1 月以後の組合員期間のみを有する者に対するスライド率の特例の適用を受けているものについて、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 22 号）附則第 11 条第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項の従前額改定率の特例を定める（平成 16 年改正令第 7 条の 3）。

3. 施行期日

公布の日（改正後の平成 16 年改正令第 7 条の 3 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。）